

# 仕 様 書

件 名	長野県警察本部電気設備点検業務
業務期間	契約締結後 から 令和4年12月23日 まで
業務場所	長野県警察本部 (県庁本館棟9～11階、西庁舎地下2階・4階・屋上)
業務概要	長野県警察本部電気設備の点検

## 1 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて、監督職員の指示を受けて実施するほか、関係法令、基準等定めがあるものは、これに基づいて実施すること。
- (2) 本業務は、十分な安全対策を施し各種事故防止に努め、警察業務に支障を与えないように行うこと。万一、警察業務に支障を与えるおそれがあるときは、予め監督職員の指示を受けること。
- (3) 既設設備等に与えた損害並びに第三者又は、業務従事者に及ぼした傷害は、すべて請負者において補償すること。
- (4) 業務時間は、原則として官庁執務時間とし、業務時間の変更を要する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 業務場所に入入りするときは、監督職員にあらかじめ申し出て許可を得ることとし、連絡を密にすること。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義を生じたときには、速やかに監督職員に連絡して指示を受けること。
- (7) 秘密の保持  
請負者は、事務手続き上必要な場合を除き次の事項について秘密を厳守すること。
  - ア 設置場所に関すること。
  - イ 設置装置に関すること。
  - ウ 機能に関すること。
  - エ 運用に関すること。
  - オ その他、業務中に知った警察通信施設、事務に関すること。

## 2 業務要領

- (1) 業務対象  
別図1「県庁本館棟電源系統図」及び別図2「県庁西庁舎電源系統図」の「長野県警」と示される部分の分電盤
- (2) 業務内容  
業務対象において、別紙「点検項目」の電気設備点検業務を行う。

## 3 提出書類

- (1) 請書
- (2) 業務完了届および点検報告書（任意様式）
- (3) 作業写真（作業前、作業中、作業後がわかる形で、Lサイズの写真をA4サイズ用の紙に印刷またはA4サイズに貼り付けたもの。）
- (4) 電気主任技術者の資格を証する書類等の写し
- (5) 発注者から指示のあったもの